

## 新発田市中小企業活性化の推進のため 新発田市議会に陳情

去る十一月三十日(月)、新発田商工会議所、紫雲寺・豊浦・加治川各商工会は、経済状況の悪化を受けて地元中小企業が直面する緊急性を要する問題・課題の早期解決につ

いて新発田市議会二階堂馨議長へ陳情しました。

陳情書では「新発田市中小企業活性化推進基本条例」をもとに地元発注機会の拡大も含め入札制度の要件の改正等、新道・

掛載の活性化の推進、緊急保証制度の内容の拡充の他、観光面での更なる全市的な取り組みシステムの構築、並びに市内中小企業の活性化を機能的、起動的に推進する機関の設置などについて陳情しました。

### 中小企業金融円滑化法の概要について

中小企業者や住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るため、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(中

### 二、金融機関自らの取組み

○金融機関の責務を遂行するための体制整備  
○実施状況と体制整備状況等の開示。

### 三、行政上の対応

○実施状況当局への報告  
(行政庁はこれをとりまとめて公表する)

### 四、信用補完事業の充実のための措置

○政府は、信用保証制度の充実(「条件変更対応保証」の新設)など、必要な措置を講じる。

### 五、施行機関

一、金融機関の努力義務  
○金融機関は中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあつた場合には、貸付条件の変更等を行つよう努める。

○法案は、平成二十三年三月までの时限措置とする。

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金)の要件緩和について

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金)の要件緩和について以下のとおり要件緩和を行いました。

【生産量要件の緩和】  
雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金)について、現行の生産量要件(売上高又は生産量の最近三ヶ月の月平均値)がその直前三ヶ月又は前年同期に比べ五%以上減少した。月二日から平成二十二年十二月一日の間にあるものに限り、「売上高又は生産量の最近三ヶ月間の月平均値が前々年同期に比べ十%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字である中小企業」に

指定する助成対象となる期間(一年間)をいい、生産量要件は対象期間ごと(年ごと)に確認します。初日が平成二十一年十二月二日から平成二十二年十二月一日の間にあるものに限り、「売上高又は生産量の最近三ヶ月間の月平均値が前々年同期に比べ十%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字であれば五%未満の減少でも可)を満たす事業所に加え、対象期間(事業主の方が初回の計画届を提出した際に自ら

お問合せ先

新発田公共職業安定所

TEL二七・六六七七



二階堂議長に陳情書を提出する佐藤会頭(右)